

質問回答

2015年6月8日

「ザンビア国南部地域送電網整備事業準備調査」

(公示日:2015年5月27日 / 公示番号:150351)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	3 頁、5 . 実施方針及び留意事項、(5)電力需給予測と系統解析	「電力マスタープラン」のレビューを行った上で、動的安定度解析を含めたザンビア系統の系統解析を行うというご指示ですが、動的安定度解析に必要なデータは、カウンターパートから提供していただけたらと考えてよろしいのでしょうか。	データについては、実施機関であるザンビア電力供給会社から提出されることを想定しており、先方より入手可能なデータの中で解析を行っていただくこととなりますが、詳細については、現地調査において確認が必要です。
2	3 頁、5 . 実施方針及び留意事項、(6)環境社会配慮	本案件は、JICA ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当するため、カテゴリー A に分類されていますが、その根拠に関してご説明下さい。	本事業の送電線建設候補地において、一定以上の非自発的住民移転が生ずる可能性があること、また生態学的に重要である湿地や森林地帯を送電線が通過する可能性があることから、「カテゴリー A に該当することが想定される」(7 頁、6. 業務の内容、(2)、9))としています。但し、カテゴリ評価は確定しているわけではなく、今後の準備調査の中で決定される点ご留意ください。
3	3 頁、5 . 実施方針及び留意事項、(6)環境社会配慮	カテゴリー A 案件となりますと助言委員会対応が含まれるかと思われませんが、その理解で問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、カテゴリ評価は確定しているわけではなく、今後の準備調査の中で決定される点ご留意ください。
4	4 頁、6 . 業務の内容、(2)調査内容	EIA 及び住民移転計画は、現地国政府により選定・雇用されたコンサルタントにより作成され、JICA 調査団はその作成支援を行うという理解でよろしいでしょうか。あるいは、JICA 調査団の方	EIA および住民移転計画は、本事業の実施機関であるザンビア電力供給会社により作成される予定です。本準備調査においては、JICA 環境社会配慮ガイドライン及びザンビア環境法令の両方の

		で、現地再委託を通じて必要な環境調査や測量を実施して、EIA 及び住民移転計画(案)を作成する予定となるのでしょうか。	要件を満たす EIA 及び住民移転計画報告書を作成するために必要な支援を行うこととなります。
5	<p>7-8 頁、12 頁</p> <p>第 2) 調査の目的・内容に関する事項</p> <p>7(1)調査報告書</p> <p>第 3)業務実施上の条件</p> <p>1. 業務工程</p>	<p>7(1)では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インテリム・レポートの提出時期：調査開始 2 ヶ月以内を目途 ・ドラフト・ファイナル・レポートの提出時期：調査開始 5 ヶ月以内を目途 ・ファイナル・レポートの提出時期：コメント提出から 1 ヶ月以内 <p>となっているのに対し、</p> <p>第 3 1. 業務工程では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2015 年 7 月中旬：業務開始 ・ 2015 年 10 月中旬：インテリム・レポートの提出 ・ 2016 年 9 月中旬：ドラフト・ファイナル・レポートの提出 ・ 2016 年 11 月上旬：ファイナル・レポートの提出 <p>とされており、</p> <p>提出時期が、2 通り記載があるため、正しい時期を提示いただきたい。</p>	<p>調査報告書の提出時期については、「第 3 業務実施上の条件、1. 業務工程」の記載のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インテリム・レポートの提出：調査開始 3 ヶ月以内を目処 ・ドラフト・ファイナル・レポートの提出：調査開始 14 か月以内を目途 ・ファイナル・レポートの提出：ドラフト・ファイナル・レポートに対するザンビア側コメント提出から 1 ヶ月半以内

6	<p>7-8 頁、12 頁 第 2) 調査の目的・内容に関する事項 7(1) 調査報告書 第 3) 業務実施上の条件 1. 業務工程</p>	<p>当案件の調査終了時期を提示いただきたい。 7(1) では、ドラフト・ファイナルは調査開始後 5 か月以内、ファイナル・レポートは調査開始後 1 か月以内となっているが、 第 3 1. 業務工程では、「2015 年 7 月中旬より業務を開始、2016 年中旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2016 年 11 月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出」となっているため。</p>	<p>業務工程は、「第 3 業務実施上の条件、1. 業務工程」のとおりです。案件審査時期などを勘案し、調査時期は 2016 年 9 月中旬までに終了することとしてください。</p>
7	<p>12 頁、4. 現地再委託</p>	<p>「(1) 気象調査」の現地再委託が認められておりますが、調査目的、調査項目をご説明ください。</p>	<p>鉄塔建設に係る風況変動(風速、風向)や、変電所における避雷針の設置条件等を検討する上での落雷発生などの情報を含めた気象分野に係る情報収集を行うことを想定しています。</p>
8	<p>12 頁、4. 現地再委託</p>	<p>調査内容には、環境影響評価書及び住民移転計画の作成支援が業務内容に含まれると理解しております。現地再委託では EIA の実施補助が認められていますが、住民移転計画作成補助に対しても現地再委託は認められると考えてよいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

以上